



## 特定非営利活動法人日本クリケット協会 理事選挙規程（2009年改正版）

- 第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本クリケット協会（以下「協会」という。）定款第14条に基づき、理事選挙に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 選挙の管理は理事会がこれにあたり、総会で選ばれた個人正会員代表2名がこれに立ち会うものとする。
- 第3条 理事定員は7名とし、任期は2年とする。なお、日本国籍を有していない理事の総数は最大2名とする。
- 第4条 理事通常選挙は毎年通常総会時に実施する。
- 第5条 協会定款第17条に基づき理事補欠選挙を実施する場合は当該欠員分のみを改選議席数とする。
- 第6条 当選者の決定方法は下記のとおりとする。
- ① 日本国籍を有していない非改選理事数と日本国籍を有していない立候補者数の合計が2名以内の場合
    1. 当該選挙の立候補者数が改選議席数を上回った場合、団体正会員は理事として適当と認めるもの1名に印をつけて投票し、得票数上位者より当選者を決定する。当選枠最下位の得票数に複数候補並んだ場合は、当該候補のみで決選投票を行う。
    2. 当該選挙の立候補者数が改選議席数と同数もしくは下回った場合、信任投票となり、団体正会員は理事として適当と認めるものすべてに印をつけて投票し、過半の信任票を獲得したものが当選者となる。
  - ② 日本国籍を有していない非改選理事数と日本国籍を有していない立候補者数の合計が3名以上の場合
    1. 当該選挙の日本国籍を有する立候補者数が改選議席数に日本国籍を有していない理事の当選可能議席数を減じたものを上回った場合、団体正会員は理事として適当と認めるもの1名に印をつけて投票し、まず日本国籍を有する立候補者のうち、得票数上位から改選議席数に日本国籍を有していない理事の当選可能議席数を減じた数の順位にいる候補者までを当選とする。然る後に、日本国籍を有する立候補者と日本国籍を有していない立候補者のうち得票数順に日本国籍を有していない理事の当選可能議席数名分を当選とする。
    2. 当該選挙の日本国籍を有する立候補者数が改選議席数に日本国籍を有していない理事の当選可能議席数を減じたものと同数もしくは下回った場合、日本国籍を有する立候補者については信任投票となり、団体正会員は理事として適当と認めるものすべてに印をつけて投票し、過半の信任票を獲得したものが当選者となる。日本国籍を有しない立候補者については決選投票となり、団体正会員は理事として適当と認めるもの1名に印をつけて投票し、得票数順に日本国籍を有していない理事の当選可能議席数名分を当選者とする。
- 第7条 理事選挙の告示は、協会団体正会員宛公式連絡網を用いて連絡するとともに、協会の掲示板に掲示して行う。
- 第8条 理事通常選挙の告示は、通常総会の連絡と同時に行う。理事補欠選挙の告示は欠員後発生後遅滞なく行う。



第9条 理事立候補者は下記条件をすべて満たすものとする。当選後、下記条件のいずれかを満たしていなかったことが判明した場合、理事会による審理を経て、過半数の議決で当選を取り消すことができる。

- ① 日本国籍を有するもの、もしくは、外国籍を有するもののうち、告示日時点で正規の滞在資格をもって日本に滞在し、かつ、告示日から任期満了の3ヶ月後までの間の正規継続滞在資格をすでに保有しており、かつ、それを証明する書類を遅滞なく提出できるもの。
- ② 理事登記に際して一切の支障がないもの。（住民票または外国人登録済証明書を有し、特定非営利活動促進法第20条各号の要件に該当しない、など）
- ③ 協会理事在任期間中、規程どおり協会個人正会員会費を納入する意思があるもののうち、下記のいずれかの条件を満たすもの。
  1. 任期開始年度の前年度と前々年度の2ヵ年継続して協会個人正会員であるもの。
  2. 有識者もしくは協会の発展に著しい貢献をしたもののうち、理事会の推薦を受けたもの。
- ④ 会話、読み書きすべてにおいて業務に支障をきたさない日本語能力を有しているもの。（目安としては日本語能力試験（財団法人日本国際教育協会）1級もしくは実用日本語検定（日本語検定協会）700点もしくはそれと同等の日本語力。）
- ⑤ 年2回の通常理事会のほか、不定期に行われる臨時理事会に際し、出席して、または、書面もしくは電子媒体にて、定期的かつ遅滞なく意思表示ができるもの。
- ⑥ 立候補時の立候補表明書、当選時の就任承諾書、住民票、誓約書など、協会が定める必要書類を遅滞なく提出できるもの。

#### 附 則

この規程は、2004年10月1日から施行し、同日より適用する。